

不利益処分に係る処分基準

(令和4年12月23日作成)

法令名	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
根拠条項	第20条第3項
処分の概要	環境負荷低減事業活動実施計画の認定の取消
法令の定め	第20条第3項 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた農林漁業者（当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等及び当該農林漁業者に係る同条第三項各号に掲げる措置を行う同項に規定する者を含む。第二十六条において「認定環境負荷低減事業活動農林漁業者」という。）が当該認定に係る環境負荷低減事業活動実施計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。第二十三条において「認定環境負荷低減事業活動実施計画」という。）に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
処分基準	<ul style="list-style-type: none">○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和4年政令第229号）○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号）○環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号）○環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドラインの制定について（令和4年9月15日付け4環バ第161号農林水産省大臣官房技術総括審議官通知）○農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画（令和4年12月23日北海道、全道179市町村）○農業における環境負荷低減事業活動の実施に関する計画等の認定要領（令和4年12月23日食政第1059号）
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課
問い合わせ先	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課
備考	<p>（公表アドレス：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/02/118166.html）</p> <ul style="list-style-type: none">・2以上の総合振興局及び振興局所管区域にわたるものの処分の担当は、農政部農政課（電話番号：011-204-4111（内線：27-114））